

令和二年防衛省令第九号

「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬
儀における自衛隊の礼式に関する省令
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第
六条の規定に基づき、「故中曽根康弘」内閣・自
由民主党合同葬儀における自衛隊の礼式に関する
省令を次のように定める。

（礼式）

第一条 「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同
葬儀に際し、自衛隊が儀礼を行う場合の礼式
は、儀じよう及びと列とする。儀じように際し
ては、弔銃を行うものとする。

（礼式の目的）

第二条 儀じようは、ひつぎを警衛し、及びこれ
に敬意を表するために行う。

2 と列は、ひつぎを途上において送迎し、及び
これに敬意を表するために行う。

（委任規定）

第三条 第一条の礼式の実施に関し必要な事項
は、防衛大臣が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。